## 埼玉県化粧品産業国際競争力強化連絡会議設置要綱

(趣旨)

第1条 ハラール化粧品市場への参入等県内化粧品産業の国際競争力を産学官の連携により強化するため、「埼玉県化粧品産業国際競争力強化連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 連絡会議は、次の事項等について情報交換等を行う。
  - (1) ハラール化粧品の原材料等の研究、開発及び販路拡大に関すること
  - (2) ハラール化粧品GMPリファレンスの普及に関すること
  - (3) その他の事項

(組 織)

- 第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 化粧品関係団体を代表する者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) その他適当と認められる者

(議 長)

第4条 連絡会議には議長を置き、保健医療部副部長が議長となる。

(会 議)

第5条 議長は、連絡会議を招集し、その議長となる。

(公 開)

第6条 連絡会議は公開とする。ただし、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、 非公開とすることができる。

(庶務等)

第7条 連絡会議の庶務は、保健医療部薬務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年6月13日から施行する。